

竜王町農業委員会の委員募集要項

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第9条の規定に基づき、竜王町農業委員会の委員を募集します。

1 募集人数 27人

2 業務

- (1) 農地の権利移動や転用等農地法をはじめとする関係法令に基づく審査・許認可業務
- (2) 農地等の利用の最適化の推進業務（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進活動等）
- (3) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定および変更
- (4) 農地等の利用の最適化の推進に関する関係行政機関等への意見の提出
- (5) 法人化その他農業経営の合理化に関する業務
- (6) 農業一般に関する調査および情報の提供等の業務
- (7) その他農業振興に関する業務

3 任期 3年（令和8年7月20日から令和11年7月19日まで）

4 身分 竜王町の特別職の非常勤職員

5 委員報酬 基本給として月額 19,800円（会長、副会長は別に定める額）
また、能率給を支払う場合があります。

6 推薦を受ける者および応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、農業委員任命予定日において、次のいずれにも該当する者です。

- (1) 町内に住所を有する者。ただし、町内において農業経営を行っている者等は、町外に住所を有する者も妨げない。
- (2) 破産手続開始の決定を受け、復権を得ていない者でないこと。
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (4) 町の職員でない者
- (5) 法令上農業委員との兼職が禁止されている職にある者でないこと。

※上記の資格について関係機関に調査および照会を行うことがあります。

7 推薦および応募に係る手続き等

下記の規定様式に必要事項を記入のうえ、持参により竜王町農業振興課まで提出してください。

なお、推薦および応募に係る書類は返却いたしませんのでご了承ください。

農業者個人が推薦する場合は、2人以上の推薦者が必要です。

(1) 推薦および応募様式

① 農業者個人が 推薦する場合	(別記様式第1号) 竜王町農業委員会委員 推荐申込書(個人用)
② 団体等が 推薦する場合	(別記様式第2号) 竜王町農業委員会委員 推荐申込書(団体等用)
③ 応募する場合	(別記様式第3号) 竜王町農業委員会委員 応募申込書

※様式は、竜王町農業振興課の窓口に備えるほか、町ホームページからダウンロードできます。

(2) 添付書類

- ・推薦を受けた者または応募者の本籍地記載のある住民票の写し
(交付後3箇月以内のもの)
- ・誓約書兼同意書

8 受付期間

令和8年2月9日(月)から令和8年3月9日(月)まで

※役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出してください。

9 選考方法

- (1) 提出された書類をもとに、竜王町農業委員会委員候補者評価委員会による評価等を行い、町議会の同意を求める。(必要に応じて面接等を行う場合があります。)
- (2) 上記の評価に当たっては、次のようなことに配慮します。
 - ① 認定農業者が農業委員定数の過半を占めなければなりません。
 - ② 農業委員会の所掌する業務について、利害関係のない人を1人以上含まなければなりません。
 - ③ 女性および青年の登用に配慮します。
- (3) 議会の同意を得た後(6月下旬)に、選考結果について推薦者および応募者に通知します。
- (4) 任命した農業委員を町ホームページ等により公表します。

10 募集等の状況の公表

受付期間の中間および終了後に、町ホームページ等で推薦および応募された者についての以下の内容を公表します。

- (1) 推荐を受けた者または応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴および農業経営の状況
- (2) 推荐者(個人)については、氏名、職業、年齢および性別
- (3) 推荐者(法人または団体)については、名称、目的、代表者または管理人の氏名、構成員の数および構成員の資格・要件

- (4) 推薦または応募の理由
- (5) 推薦を受けた者の数およびその内の認定農業者等数
- (6) 応募者の数およびその内の認定農業者等数

1 1 推薦および応募に係る書類の提出先および問合せ先

〒520-2592

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

竜王町農業振興課

電話 0748-58-3712